

防災安全対策特別委員会 案件一覧

(令和7年8月5日開催分)

○所管事務報告 4件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
健康政策部	1	令和7年度 緊急医療救護所等開設・運営訓練の実施について	1	小 倉 災害・地域医療担当課長
総務部	2	大田区防災アプリへの「避難所 DX」実装に向けた進捗状況について	1	荒 浪 防災危機管理課長
まちづくり推進部	3	がけ等の所有者に対する啓発活動について	1	須 貝 まちづくり推進部副参事 (耐震改修担当)
	4	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定解除について	2	

令和7年度 緊急医療救護所等開設・運営訓練の実施について

1 訓練日程（全日程とも土曜日・午後に実施）

（1）緊急医療救護所（13 か所）

月	日	訓練会場	
10	4	東京蒲田病院前	本多病院前
	25	池上総合病院前	大田池上病院前
11	8	東急病院前	
	15	東邦大学医療センター大森病院前	牧田総合病院前
	29	東京労災病院前	大田病院前
2	14	大森赤十字病院前	
	28	JCHO 東京蒲田医療センター前	
3	14	荏原病院前	田園調布中央病院前

（2）軽症者救護所（5 か所）

月	日	訓練会場
11	8	六郷中学校前
12	6	東調布第一小学校前
12	13	矢口中学校前
2	14	馬込小学校前
3	7	入新井第一小学校前

※ 原則、学校防災活動拠点との連携訓練を実施

※ 入新井第一小学校は改築工事中のため、グリーンベルトで実施

2 訓練内容

（1）開設訓練

- ・ 参集状況確認（名簿記入等）
- ・ 備蓄品（テント等）、医薬品等搬出
- ・ 各エリア運営準備（テント設営等）、傷病者の動線確認

（2）運営訓練

- ・ トリアージ、軽症者処置（緑エリア）、処方・服薬指導（臨時薬局）
- ・ 情報伝達、病院連携（黄・赤患者の搬送等）

大田区防災アプリへの「避難所DX」実装に向けた進捗状況について

1 学校防災活動拠点と連携した受付体験会

糀谷中学校防災活動拠点において、テスト環境版の防災アプリ・マイナンバーカードを用いた受付体験会を実施した。

(1) 5月16日（金） 糀谷中学校防災活動拠点会議

- ・受付操作体験
- ・参加者24名（拠点会議の本部員・役員）
- ・避難所入所受付の方法別所要時間

① 手書き（避難者カードへ手書き後、その情報を職員がシステムに入力）	156 秒
② マイナンバーカード（避難者のマイナンバーカードを避難所設置の端末にタッチ）	49 秒
③ 防災アプリ（避難者が防災アプリを操作し、避難所入所登録）	8 秒

(2) 6月7日（土） 糀谷中学校防災活動拠点訓練

- ・受付操作体験
- ・参加者250名
（中学1年生114名、町会役員等136名）

(3) 体験会参加者アンケート結果

避難所DXの導入効果について「感じられた」と答えた方が約9割



2 今後の予定

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| 令和7年11月5日（水） | テスト環境版アプリを用いた受付体験会
（会場：カムカム新蒲田） |
| 令和8年3月末 | 防災アプリのアップデート |
| 令和8年4月以降 | 避難所DX用端末等を各拠点に配備 |
| 令和8年6月以降 | 各学校防災活動拠点において、受付訓練等を実施 |

防 災 安 全 対 策 委 員 会
令 和 7 年 8 月 5 日
まちづくり推進部 資料 1 番
所管 防災まちづくり課

がけ等の所有者に対する啓発活動について

1 概要

これまで、自然がけ及び擁壁（以下「がけ等」という。）の崩壊による災害を未然に防ぐため、アドバイザー派遣や整備工事助成を通じて、適切な維持管理や改善整備を促してきた。

一方、近年の気候変動の影響等による激甚災害が全国的に多発しており、特に崩壊時の被害が大きくなると想定されるがけ等はより早期の対策が求められる。

そのため、下記がけ等の所有者に対し、積極的な改善提案を行い、自発的な改善行動を促していく。

2 対象となるがけ等

（1）対象数

- ・ 80個所

【地区内訳】大森地区：46個所、調布地区：34個所、蒲田地区：0個所、糎谷・羽田地区：0個所

（2）抽出条件

- ・ 公道沿いの土砂災害（特別）警戒区域若しくは当該区域に近接している個所
- ・ 通学路等の公道に面しており程度が悪いと判断した個所

3 具体的な取組

（1）対象がけ等（80個所）所有者への個別改善提案

有効と考えられる対策工法案及び概算工事費をまとめた資料等により個別に周知・啓発を図るとともに、相談対応をきめ細かく行っていく。

【基本情報】 土砂災害防止法の範囲、がけ等の高さ、勾配等の情報

【がけ等の状況】 ひび割れ、ふくらみ、傾き等の有無

【対策工法案】 対策レベル（恒久、暫定、応急）毎に有効と考えられる工法を提案

（2）他のがけ等所有者への啓発

前記以外のがけ等所有者に対しても、各種対策工法を知ることが出来るパンフレットを作成するなど新たな啓発活動を通じて自発的な改善行動へとつなげていく。

4 今後の予定

8月 中旬 啓発活動の開始

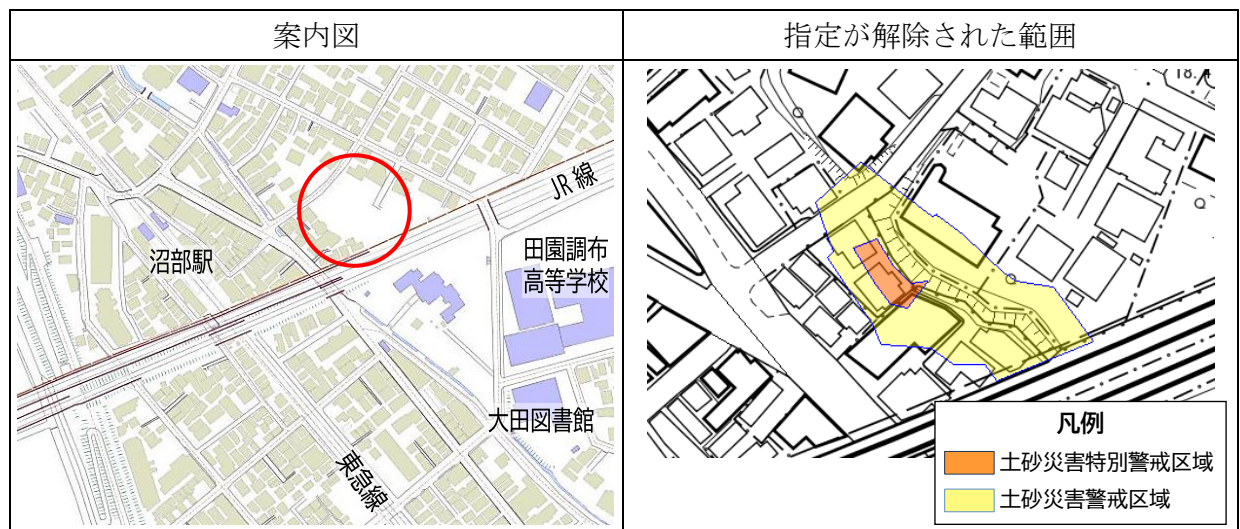
土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の 指定解除について

1 概要

東京都において、下記の箇所の基礎調査を行った結果、土砂災害（特別）警戒区域の条件を満たさなくなったことから令和7年7月30日に指定の解除を行った。

2 場所（区域）

田園調布本町26番



3 解除理由

民間による地形改変（切土）

4 区内区域指定状況

区域指定	解除前	解除後
土砂災害警戒区域	96か所	95か所
土砂災害特別警戒区域	上記のうち59か所	上記のうち58か所

5 その他

公表内容は東京都建設局ホームページで閲覧可
(<https://www2.sabomap.jp/tokyo/>)



併せて、区の「まちマップおおた」でも閲覧可
(<https://www2.wagmap.jp/ota/Portal?vpc=1>)

